

大丈夫と思っていても…

あなたはどのタイプ？

START

ネットでアンケートに答えたら、通販サイトのクーポンがもらえるそう。すぐアンケートに答える。

YES

自分が人からどう見られているかとても気になる

「無料」という言葉に弱い

いろいろな広告の言葉を信じやすい

頼まれたらイヤと言えないタイプ

商品についている説明書などはあまり読まない

レシートや領収書は見ないですぐ捨てる

クーリング・オフの制度を知っている

おしゃれが今の最大の関心事

よく衝動買いをする

NO

最も危ないタイプ

契約する前に必ず誰かに相談しましょう

危ないタイプ

このパンフレットを何度も読み返しましょう

ちょっと危ないタイプ

油断せずに、もう一度確かめてから契約するようにしましょう

しっかりものタイプ

友達にこのパンフレットを使ってアドバイスしてあげましょう

画像をクリック！



消費者教育ウェブ教材

伊達学園

消費者教育ウェブ教材「伊達学園」は、それぞれの年代にあわせて消費生活の基本的な知識やルール、トラブルにあった場合の対処方法などを学べるサイトです。クイズやゲーム、動画などのコンテンツを活用し、楽しく学ぶことができます。



消費生活に関するご相談は
ひとりで悩まずお電話ください！

【相談事例】

- ▶ メールやハガキで身に覚えのない請求がきた
- ▶ 代金を支払ったのに注文した商品が届かない
- ▶ 「簡単にもうかる」というサイトに登録したら高額な料金が請求された
- ▶ ローンやクレジットの返済で困っている
- ▶ 製品の不具合でケガをしてしまった など

専門知識を持った消費生活相談員がご相談をお受けします



マスコットキャラクター さっち

仙台市に在住または通勤・通学している方

仙台市消費生活相談ダイヤル

【相談受付時間】月～金9:00～16:30/土9:00～16:00
【休館日】日・祝・年末年始

TEL.022-268-7867

お住まいの最寄りの相談窓口につながります

消費者ホットライン

〈局番不要〉

TEL.188



仙台市消費生活センター

消費者力を鍛えて

SKILL UP!



私たちは毎日の生活の中で、お店やインターネットで買い物をしたり、サービスを受けるなどの「消費行動」をしています。このように、商品やサービスを購入したり、利用したりする人のことを「消費者」と言い、みなさんもその一人です。一般的に、若者は社会的経験が少なく、契約に関する知識が不足しがちであるため、消費行動の中で様々なトラブルに巻き込まれる可能性があります。「消費者力*」を鍛えて、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

*「消費生活に関する知識を適切な行動に結び付けることができる実践的な力」のことを言い、消費者庁では、消費者被害を未然に防止できる自立した消費者の育成を目指しています。私たち消費者一人ひとりが違和感に「気づく力」、きっぱりと「断る力」、一人で抱えず「相談する力」を身に付けましょう。

仙台市

契約について知ろう！

1 契約をする

私たちの消費生活は、さまざまな「契約」によって成り立っています。毎日の生活の中には、どのような契約があるか考えてみましょう。

これらは全部、契約です



コンビニで
買い物をする



サブスクで
音楽を聴く



電車に乗る



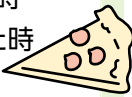
ゲームで課金する

消費者 クイズ

宅配ピザを注文しました。
契約が成立するのはいつ？

- ① ピザを注文し、店がOKした時
- ② ピザが届き、お金を支払った時
- ③ ピザを食べたとき

(答えは3ページ下)



「契約」はお互いの同意で成立！

「契約」は、法律上の約束のことで、消費者が買うという「申し込み」の意思と事業者の売るという「承諾」の意思が合致した時点で成立します。また、契約が成立すると、消費者と事業者それぞれに「権利と義務」が発生します。

- 「契約」は、口約束（口頭での合意）でも成立します
- トラブル防止のために、大切な契約や約束した事項は契約書に必ず書いてもらいましょう
- 契約書や申込書の内容をよく読んで確認してから署名・押印しましょう

買う側
(消費者)

契約の仕組み

売る側
(事業者)

申し込み

合意

承諾



- 商品を受け取る権利
- 代金を払う義務



- 代金を受け取る権利
- 商品を引き渡す義務



お互いに守らなければならない
(法的拘束力が発生)

2 契約を守る

契約は「法的な責任が生じる約束」です。自分だけの都合で一方向的に解約(契約の取り消し)はできません。契約を守らないと、後で違約金や損害賠償などの問題が生じる場合があります。買い物で後悔しないためには、購入前に、商品やサービスの情報を収集しておくことが大切です。

レシートがあって、開封してなくても原則は解約・返品できないんだね



契約する前に考えたいこと

- ☐ 本当に必要なものですか？
- ☐ 値段は妥当ですか？
- ☐ 安全なものですか？
- ☐ 自分で支払える金額ですか？
- ☐ そのお店やインターネットショップは信用できますか？

3 契約をやめる

仙台市消費生活センターHP
「クーリング・オフについて」

▲クーリング・オフの詳細は
こちらをクリック

クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、「頭を冷やして考え直す」という意味で、消費者が突然の勧誘を受けて契約したときに、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフをすると、契約は白紙となり消費者は受け取った商品を事業者に戻し、支払った代金は全額返還されます。

クーリング・オフができる場合

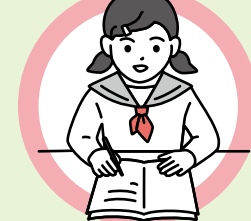


訪問販売

※ キャッチセールス、
アポイントメントセールス
等含む

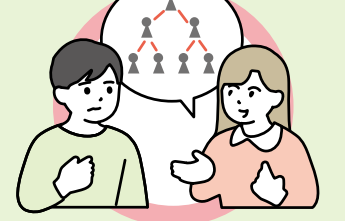


電話勧誘販売



エステ、学習塾など
(特定継続的役務提供)

クーリング・オフができる期間は **8日間**



マルチ商法など

20日間

クーリング・オフができない場合



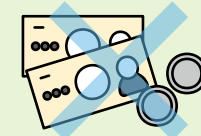
店舗での契約

※ キャッチセールス、エステ、
学習塾などは除く



通信販売

※ 新聞や雑誌、テレビ、
ネット通販など



3000円未満の
現金払い

など...

不意打ち的な勧誘又は
取引や仕組みが複雑な
契約がクーリング・
オフの対象なんだね



未成年者取消し

社会経験の少ない未成年者が法定代理人(親など)の同意を得ずに契約した場合、**未成年者取消権**によって契約を取り消すことができます。

ただし、小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にウソをついたり、親の同意があるとウソをついたりした場合などは、**未成年者取消しができません**。

18歳(※)になると法定代理人の同意がなくても高額な契約をしたり、ローンやクレジットの契約もできるようになりますが、契約に伴う責任を負うのも自分自身になります。民法によって保護されていた未成年者取消権がなくなるため、悪質業者のターゲットになりトラブルに巻き込まれないよう、契約の知識を身につけることが大切です。

※2022年4月に成年年齢が18歳に引き下げられました。

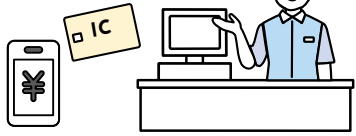
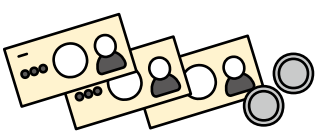
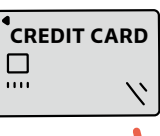
泣き寝入りは
絶対にダメ！
あきらめないで



クーリング・オフの期間が過ぎてしまっても、事業者が法律に定められたルールを守っていないときなどは契約を取り消すことができる場合もあります。あきらめず、消費生活センターに相談しましょう。

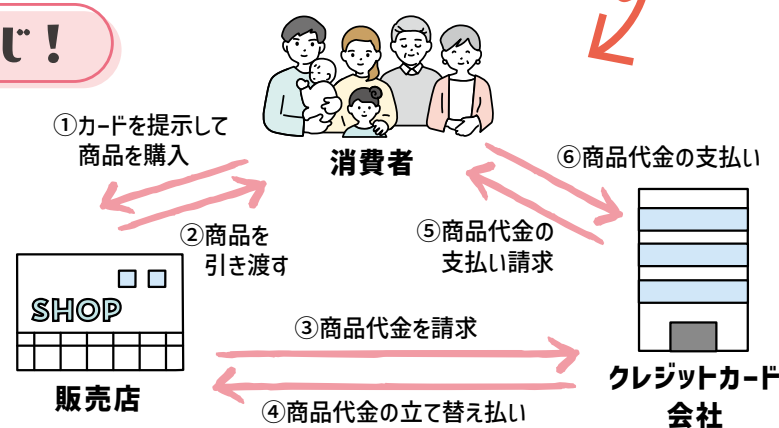
答え: ① 契約はお互いの同意で成立します。

いろいろな支払い方法

	前払い	即時払い	後払い
例	ギフトカード、交通系ICカード、QRコード決済(残高の払い戻しができないもの)など	現金 デビットカードなど	クレジットカード コンビニ後払いなど
仕組み	あらかじめカードの購入や、入金(チャージ)でお金を支払っておく。 	商品の購入と同時に、その場で現金を支払う、または口座からお金が引き落とされる。 	代金をクレジットカード会社や後払い決済サービス業者が立て替え、後日、口座から引き落とされたり、コンビニで支払いをしたりする。 

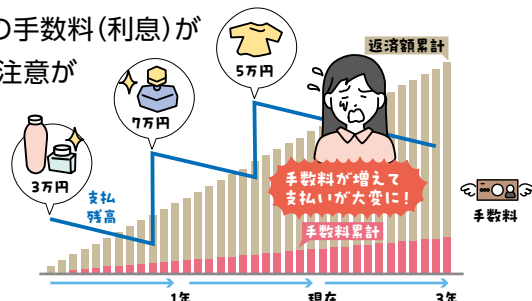
クレジットカードは借金と同じ!

「クレジット」とは、商品などを買うとき代金を現金で支払わずに、後で分割や一括で支払うという約束のもとに、クレジット会社が立替払いをして買物をする「信用買い」のことです。**クレジットでの支払いは「借金」をすることなので、利息や手数料がかかる場合があります。**



リボ払いに注意! クレジットカードにはどんな支払い方法があるの?

クレジットカードの支払い方法は、**一括払い**(1回で返済する方法で、手数料がかからない)と**分割払い**(あらかじめ支払い回数を自分で選んで返済する方法で、手数料がかかる)と**リボルビング払い【リボ払い】**(毎月一定額を支払う方法で、手数料がかかる)の主に3つです。リボ払いは、複数の買い物が重なっても、一定額を支払う方法で、借入額が増えれば、返済が長期にわたることになり、いつ支払いが終わるのかわかりにくく、多額の手数料(利息)がかかるので、特に注意が必要です。



本当に必要なものなのか、支払いができる金額かよく考えてから使おう!



多重債務って何?

複数の会社から借金を重ねて、返済が困難な状態のことを「多重債務」といいます。多重債務になる原因は以下のようなものがあります。

- クレジットで無計画に買い物をした
- 友人や知人に頼まれて連帯保証人になってしまった
- 借金の取立てに追われて、返済のために別のローンを借りてしまった

特に注意!

いつの間にか高額に! ゲーム課金のトラブル



アドバイス

- ▶ まずは、利用規約をしっかりと確認しましょう。
- ▶ 無料なのか有料なのか、有料の場合、何があるのか確認しましょう。
- ▶ 有料のサービスを利用する場合は、必ず両親などに相談し、許可を得てから利用しましょう。また、高額な課金ができない設定にすることが大切です。
- ▶ 有料のサービスを利用する場合でも、**使った金額はメモ**するなどして、把握しておきましょう。

推しへの投げ銭

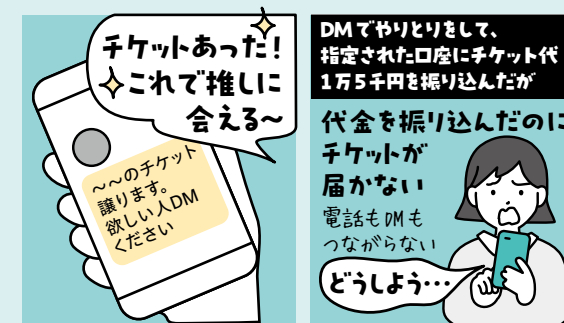
ライブ配信サービスの配信者を応援するため、オンライン上で課金するいわゆる「投げ銭」で、こどもが保護者に無断で課金したという相談が寄せられています。



アドバイス

- ▶ クレジットカード決済の仕組みや、スマートフォン等での有料サービスを利用する場合のルールについて、**日ごろから家族と話し合**いましょう。

チケット転売



アドバイス

- ▶ 他のサイトでは品切れしているのに、そのサイトだけ不自然に在庫がある場合は、注意しましょう。**振込先が個人名義の口座**になっている場合も注意が必要です。
- ▶ 販売者が**個人だと**、トラブル時に自分で交渉しなければなりません。相手と連絡が取れなくなることもあります。
- ▶ 転売されたチケットでは、公演会場に入れない場合があります。
- ▶ **正規のチケット販売サイト**のリセールサービスを利用しましょう。

若者に多いこんなトラブルに注意しよう

定期購入



アドバイス

▶通信販売はクーリング・オフできません。

▶申し込み前に、1回限りで解約できるのかまたは解約不要か、複数回買わなければならない条件になっていないかなど、最終確認画面で契約内容をしっかり確認しましょう。

▶小さい文字で条件が書かれている場合があるので注意が必要です。

▶年齢や生年月日を偽らず、正確に入力しましょう。

▶広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。

詐欺サイト



アドバイス

▶価格が定価や類似商品より大幅に安くなっている場合は、注意しましょう。

▶消費者に購入を焦らせる表記(ダークパターン: 残りあと〇個、〇人購入しましたなど)には惑わされず冷静に考えましょう。

▶サイトのURLの表記がおかしい、販売業者の情報が適切に記載されていない、日本語の表記、文章表現がおかしい、リンクが適切に機能しないなどの場合は購入しないようにしましょう。

▶連絡先がメールのみや支払い方法が限定されている通販サイトには注意しましょう(クレジットカードのみ、銀行口座(個人名義の口座の場合は、特に注意)等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど)。

闇バイト



アドバイス

▶「簡単にもうかるうまい話」はありません。アルバイトをするときは、仕事内容や条件をしっかりと確認しましょう。

▶未成年であっても、犯罪に加われば逮捕される可能性があります。

▶アルバイトするにあたって、身分証明書の画像や「登録料」を求められたら要注意です!

マルチ商法

SNS上で知り合った人から、簡単にもうかる投資の話の聞き、セミナーに参加するように誘われた。セミナーに参加し話を聞いているうちに投資グループの会員になってしまった。友だちを勧誘すると紹介料として5万円もらえると聞き、言われたとおりにしたが、全くもうからず、友達もいなくなってしまった。

アドバイス

▶怪しい誘いには耳を貸さず、その場できっぱり断りましょう。

▶「簡単にもうかるうまい話」はありません! 絶対にうのみにしないようにしましょう。

▶友人・知人を勧誘することで、人間関係が壊れてしまうことがあります。

マッチングアプリ

マッチングアプリで知り合った人とやりとりをしているうちに、他の出会い系サイトの登録料や会うための交通費など多額のお金を要求され、払ってしまった。その後、連絡が取れなくなってしまった。

アドバイス

▶出会い系サイトやマッチングアプリ等の利用規約をよく読んでから利用しましょう。

▶「好き」「会いたい」など甘い言葉を伝えられても、お金の話が出たら注意しましょう。

▶少しでもおかしいと思ったら、連絡を断ち切りましょう。

▶相手とのやり取りやお金を支払った際の記録は、削除せず保存しておきましょう。

名義貸し

社会人になった部活の先輩から、「スマホの契約をしてくれたら、台数に応じて報酬を払う」と言われた。その後、3ショップをまわり、自分名義で契約した数台のスマホを相手に渡し、報酬を受け取った。しかし、通信料、端末代金の請求が自分に来てしまった。

アドバイス

▶名義貸しをした契約は、たとえ自分自身が行ったものでなくても、名義人に支払いの義務が生じます。どんなに親しい間柄の人でも「名義」を貸すのは絶対にやめましょう。

▶渡した携帯電話を「振り込め詐欺」や「ヤミ金融」などの犯罪に利用される危険性があります。携帯電話契約を促す「闇バイト」は犯罪です。

ワンクリック詐欺

スマートフォンでインターネット検索をしていたら、突然アダルトサイトにつながり、「登録完了」と表示され、30万円請求された。その後、解約しようと思って電話した際に、個人情報伝えてしまった。

アドバイス

▶「有料になること」が画面上に書かれていなかったり、申し込みを確認・訂正する画面がなかったときは、契約が成立していないので、支払い義務はありません。

▶請求画面が表示されても、相手に連絡しないようにしましょう。

▶有名人や実在する事業者を名乗るメールが届いても身に覚えがない場合は、すぐにアクセスしないようにしましょう。

▶一度流出した個人情報は取り戻すことができません。名前や電話番号、アドレス等の個人情報を入力するときはくれぐれも慎重に!

One Pint

- 1 本当に必要なですか? 必要ないときは勇気を持ってキッパリ断りましょう
- 2 高額なものの契約やうまい話には要注意!
- 3 その場ですぐ決めないで、家族や信頼できる人に相談しましょう
- 4 携帯やスマートフォンを利用するときは、家族で決めたルールを守りましょう

